

「成果発表・作品展示」支援事業 実施要項

福島県青少年会館

1 事業実施目的

福島県青少年会館が、青少年活動の拠点施設としての機能を発揮するため、また、青少年の健全な育成活動を推進するため、青少年団体(教育機関を含む)が次の目的で青少年会館を使用する場合には施設を以下により開放する。

- 青少年団体が、自分たちの活動状況及びその成果を発表する場として使用する場、または自分たちの活動の普及、啓発を図るための場として使用する場

2 開放する施設、条件

- 各研修室(大研修室を除く)＝各団体につき年1回1室を限度として開放する。
- ロビー、ピロティ、前庭、駐車場＝回数制限は無い。
- 各研修室については、年間総予定件数を超えた場合は開放しないこともある。

3 実施時期

随時とする。ただし、実施の内容、日時については調整する場合がある。

4 施設開放時間

青少年会館の使用単位の区分による。

5 対象とする団体

青少年自らが活動している団体、及び青少年の健全な育成を推進している団体で法人格の有無は問わないものとする。

ただし、営利活動、政治活動、宗教活動等を目的とする団体は除く。

6 実施の方法

- ①施設開放を希望する場合には、一ヶ月前から青少年会館宛てに申請書を提出するものとする。
- ②申請書には、団体名、代表者名、使用希望施設、使用希望日時、実施活動内容、参加予定人数、広報周知の方法を明示するものとする。
- ③青少年会館は、申請を審査し、申請内容が上記1の事業実施目的に合致するものについて、施設開放を決定し、その旨通知する。

令和 年 月 日

「成果発表・作品展示」施設開放申請書

福島県青少年会館長 様

申込者

「成果発表・作品展示」事業実施に当たり福島県青少年会館施設の
使用を申請します。

1 申請団体名

2 代表者氏名

3 使用希望施設(番号に○で示してください。)

1 第__研修室 2 体育館 3 __階ロビー
4 ピロティアー 5 前庭 6 駐車場

4 使用希望日時

令和 年 月 日 () 午前・午後 時～ 時

5 実施活動内容(わかりやすく具体的に記載してください。)

6 参加予定人員

一般参加人数

スタッフ人数

7 今回の活動の実施に当たり、どのように広報するか記載してください。